

【添付資料】 様式第8号（第2面）

8 返戻金制度（その概要）

紹介就職者が、自己都合により退職した場合、または本人の責により解雇された場合、既に支払われた報酬について下記の基準に従い返還するものとする。
ただし、紹介就職者に対する労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない

就任後1ヶ月未満の退職または解雇の場合：報酬の100%を返還

就任後3ヶ月未満の退職または解雇の場合：報酬の50%を返還

以上

メディカルシステムサービス